



## 伊奈町、日本薬科大学、さいたまブロンコスの連携協力に関する基本協定

伊奈町（以下「甲」という。）、日本薬科大学（以下「乙」という。）、株式会社ブロンコス20（以下「丙」という。）は、本町のスポーツ振興および地域振興を図るため、次のとおり、連携協定に関する基本協定を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、伊奈町教育振興基本計画に基づき、伊奈町民がスポーツを親しむ機会を提供し、スポーツを通じて元気なまちづくりを実現するため、甲、乙及び丙が相互に連携し伊奈町におけるスポーツ推進及び地域のより一層の活性化を図ることを目的とする。

### 第2条（連携事項）

甲、乙及び丙が連携協力する内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、各号の詳細及び具体的な事項等については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

- (1) スポーツ振興に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 第3条（協定期間）

協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも解約の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

### 第4条（守秘義務）

本協定に基づき、甲、乙及び丙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### 第5条（その他）

本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議の上、これを定める。

本協定の証として、本協定書3通を作成し甲、乙及び丙署名の上、各々1通を保持する。

令和2年11月30日

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

甲

伊奈町

大島清

埼玉県北足立郡伊奈町小室10281番地

乙

学校法人都築学園 日本薬科大学

都築 稔

埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目12番地20号

丙

株式会社ブロンコス20

河田 純